

今月の税務トピックス (人材確保等促進税制への改組)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

はじめに

コロナ禍において労働者を取り巻く環境が大きく変化する中で、企業が新しい社会へ適応していくためには、事業や構造を変革する新たな人材の獲得及び人材育成の強化が求められています。

そこで、令和3年度税制改正では、企業の採用状況が悪化する中で第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、所得拡大促進税制の要件が見直され人材確保等促進税制へ改組されました。

本稿では、その改正の内容とその実務上の留意点について解説します。

I 改正の内容

青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度、解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額から新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除ができます。

この場合において、教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%の税額控除ができます。

ただし、特別控除税額は、当期の法人税額の20%相当額が上限とされます（措法42の12の5①）。

II 適用関係

上記Iの改正は、法人の令和3年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例によります（令和3年改正法附則43）。

III 用語の定義

1 新規雇用者給与等支給額

法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者（雇用保険法の一般被保険者に該当するものに限ります。）に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額（雇用安定助成金額を除きます。以下同じ）

がある場合には、その金額を控除した金額）とされます（措法42の12の5③五）。「他の者」には、その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及びその法人が外国法人である場合の本店等が含まれます（措法42の12の5③四かっこ書き）。

2 新規雇用者比較給与等支給額

法人の適用年度開始の日の前日を含む事業年度（いわゆる前事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額とされます（措法42の12の5③六）。

3 控除対象新規雇用者給与等支給額

法人の適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払いを受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額）のうち、その法人の適用年度の調整雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額）に達するまでの金額とされます（措法42の12の5③四）。

おわりに

国内新規雇用者は、法人の国内雇用者のうち、その法人の有する国内の事業所に勤務することとなった日から1年を経過していないもの（支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除きます。）とされます（措法42の12の5③一）。この勤務することとなった日は、国内事業所につき作成された労働者名簿に氏名が記載された日（雇用開始日）とされます。

また、国内雇用者は、法人の使用人（法人の役員及びその役員の親族など特殊関係のある者及びその法人の使用人兼務役員を除きます。）のうちその法人の有する国内の事業所に勤務する者として「賃金台帳（労基法108）」に記載された者とされます（措法42の12の5③九、措令27の12の4の2③⑭⑮）。

そこで、日雇い労働者は、賃金台帳に記載されますので国内雇用者に該当しますが、「労働者名簿（労基法107）」には記載されませんので国内新規雇用者には該当しないこととなりますので、留意して下さい。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。